

○飯塚市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

平成 26 年 8 月 1 日

飯塚市告示第 260 号

(設置)

第1条 鳥獣による農林業等への被害防止施策を効果的に推進し、被害の軽減並びに農林業発展及び地域振興を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「鳥獣害防止特措法」という。)第9条の規定に基づき、飯塚市鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)を設置する。

(隊員の編成)

第2条 実施隊に飯塚市鳥獣被害対策実施隊員(以下「隊員」という。)を置き、隊員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市の職員のうち鳥獣被害対策業務を担当する者で、市長が指名するもの
- (2) 市内に在住し、又は在勤する嘉穂飯塚猟友会の推薦する者で、鳥獣害防止特措法第4条により定める被害防止計画(以下「被害防止計画」という。)に基づく被害防止施策の実施に積極的に取り組み、対象鳥獣の捕獲等を適正かつ効果的に行い、市長の依頼に基づく実施隊活動に迅速に対応ができ、実施隊活動日のおおむね8割以上の日数に従事することができると見込まれるもの
- (3) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第2号及び第3号に掲げる隊員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職で非常勤とする。

(所掌業務)

第3条 隊員は、市長の要請により、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等(以下「対象鳥獣の捕獲等」という。)に関すること。
- (2) 鳥獣による人畜被害に対する緊急被害対応に関すること。
- (3) 被害の状況、鳥獣の出没状況等の調査に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、鳥獣被害防止対策に関すること。

(任期)

第4条 隊員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、年度の中途において任命又は委嘱される隊員の任期は、任命又は委嘱される日の属する年度の末日までとする。

(解任)

第5条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期途中であっても解任することができる。

(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)のほか、関係法規に違反したとき。

(2) 鳥獣保護法第52条(第2項第1号を除く。)の規定により、狩猟免許が取り消されたとき。

(3) 正当な理由なく市長が指定した対象鳥獣の捕獲等に参加しないと認められるとき。

(4) 第2条第1項第1号の規定により指名された隊員が、当該業務の担当から離れたとき。

(報酬)

第6条 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる隊員の報酬は、飯塚市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成18年飯塚市規則第40号)の定めるところによる。

(補償)

第7条 第2条第1項第2号及び第3号に掲げる隊員の職務中の事故の補償は、飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第35号)の定めるところによる。

(報告)

第8条 隊員は、第3条に掲げる業務を実施したときは、活動日誌により、その内容を報告するものとする。

(事務局)

第9条 実施隊の事務局は、飯塚市経済部農林振興課に置く。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。